

令和7年6月

出産祝い金について

今年4月の定期総会に於いて「出産祝い金」の支給廃止に対する異議が通り復活することとなりましたが、6月の定例会にて会員に対する通知の不備が認められた為、今年度から「出産祝い金」を支給することに決定した事と、本件に伴い自治会細則の改定を行なった事をご報告致します。

＝国分寺台四丁目自治会細則（改定版）＝

- 4項 第20条の1会員とは、原則として1世帯を指す。
但し、本自治会員と同居している親族は、申告により複数世帯を1会員とすることが出来る。
この場合の各種サービスは1会員として扱う。
- 7項 第24条のお祝金については次による。
会員及び、細則4項に定める同居する親族が出産の場合には出産祝い金として、3000円を支給する。

ご出産された会員の方には、四丁目自治会よりお祝いの気持ちを込めて「出産祝い金」をお贈り致しますので、班長までお申し出下さいますようお願い申し上げます。

